

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	生活保護指導監査委託費	担当部局庁	社会・援護局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和30年度	担当課室	保護課自立推進・指導監査室	小室 清吾			
会計区分	一般会計	政策・施策名	VII-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	—	関係する計画、通知等	生活保護指導職員制度の運営について (平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知) 生活保護法施行事務監査の実施について (平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	最後のセーフティネットである生活保護制度が適正に機能するよう生活保護法第23条に基づく監査を実施する生活保護指導職員を都道府県及び指定都市本庁に配置する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1. 平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知「生活保護指導職員制度の運営について」により都道府県及び指定都市(以下、「各都道府県等」と言う。)が指定した生活保護指導職員に要する経費を委託費の交付対象とする(別添1参照)。 2. 生活保護指導職員は、生活保護法第23条に基づく法定受託事務として、毎年度管内全福祉事務所に対し、平成12年10月25日厚生省社会・援護局長通知「生活保護法施行事務監査の実施について」に基づき指導監査を実施し、濫給防止(不正受給の防止等)、漏給防止(適切な面接相談の実施等)、自立支援について指導する(別添2参照)。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	2,099	2,073	2,036	1,952	2,033
		補正予算		△6			
		繰越し等					
		計	2,099	2,067	2,036	1,952	2,033
		執行額	2,099	2,067	2,036		
	執行率(%)	100	100	100			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数	成果実績		1,254	1,213	集計中	
		達成度	%	99.9	96.2		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	生活保護指導職員数	活動実績 (当初見込み)		345	337 (337)	333 (333)	— (327)
		算出根拠	※監査実施福祉事務所数が確定している23年度にて算出 (単位生活保護指導監査委託費執行額/監査実施福祉事務所数) 2,067,354,000÷1213=1,704,331.40972				
単位当たりコスト	1,704,331 (円/箇所)						
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	生活保護指導監査委託費	1,952	2,033	生活保護制度見直しに伴い指定医療機関に対する指導を充実し、医療扶助のさらなる適正化を図るために、医師を生活保護指導職員として配置する場合に要する経費を要求するため。			
計	1,952	2,033					

事業所管部局による点検						
	項目			評価	評価に関する説明	
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			○	生活保護制度は、最後のセーフティネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであり、その適正実施については、広く国民のニーズがあり、同事業の確実な目的達成のために国費投入が必要不可欠である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	本経費は、生活保護法第23条に基づく法定受託事務として行う監査に係る職員の経費であるため、国が実施すべき事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。			○	最後のセーフティネットである生活保護制度の適正実施を図るための達成手段として、都道府県、指定都市本庁の指導監査体制の整備強化は必要不可欠であり、優先度の高い事業である。	
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。			—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。			○	適切な積算に基づき実施している事業であり、単位当たりコストは妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			—		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	生活保護制度の指導に当たる職員の人件費等の経費であり、真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			—		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	国において全福祉事務所に対する監査を行う体制を整備することは非効率であり、都道府県等の指導監査の体制整備の強化を図るほうが、効率的かつ低コストで生活保護制度の適正実施を図ることができる。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	活動実績は見込みどおりである。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			—		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	平成24年度においても当初の見込み数どおりの生活保護指導職員を配置することができ、その結果、全対象福祉事務所中96.2%の福祉事務所に対し指導監査を実施できている。また、各点検結果からも低コストかつ有効な事業実施となっており、生活保護の適正な実施を図るためには引き続き事業を継続していく必要がある。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。(長崎、井出)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	本経費は生活保護法に基づく、指導監査に係る職員の配置にかかる経費であり、生活保護制度の適正化に必要な不可欠な経費であるため、引き続き必要な予算規模を維持すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	419	平成23年	378	平成24年	326

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
2,036百万円 (H24年度)

都道府県及び指定都市が設置した生活保護指導職員に要する経費を交付の対象とする。



補助金

A.都道府県・指定都市
(67箇所)
2,036百万円 (H24年度)

都道府県及び指定都市に設置した生活保護指導職員が管内福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施する。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.都道府県・政令市(東京都)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	生活保護指導職員に対し支給する給料、職員手当等及び共済費	93			
その他	都本庁生活保護法施行事務監査実施計画書作成費など	2			
計		95	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	95		
2	福岡県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	84		
3	北海道	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	77		
4	兵庫県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	55		
5	大阪府	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	46		
6	埼玉県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	46		
7	神奈川県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	41		
7	京都市	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	41		
9	沖縄県	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	41		
9	大阪市	管内福祉事務所に対する生活保護法施行事務監査	41		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

生活保護指導職員制度の運営について(抜粋)
(平成10年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知)

3 生活保護指導職員の指定

生活保護指導職員は、都道府県及び指定都市の生活保護主管課職員(当該課を兼務する職員を除く。)であって、次に該当する者のうちから、都道府県知事又は指定都市市長が指定するものとする。

(1) 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条の規定による社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉行政若しくは生活保護行政に相当の経験を有する者で、次のいずれかの職にあるもの

ア 課長

イ 課長補佐(これに相当する待遇の職員を含む。)

ウ 庶務係長

エ 保護係長及び係員

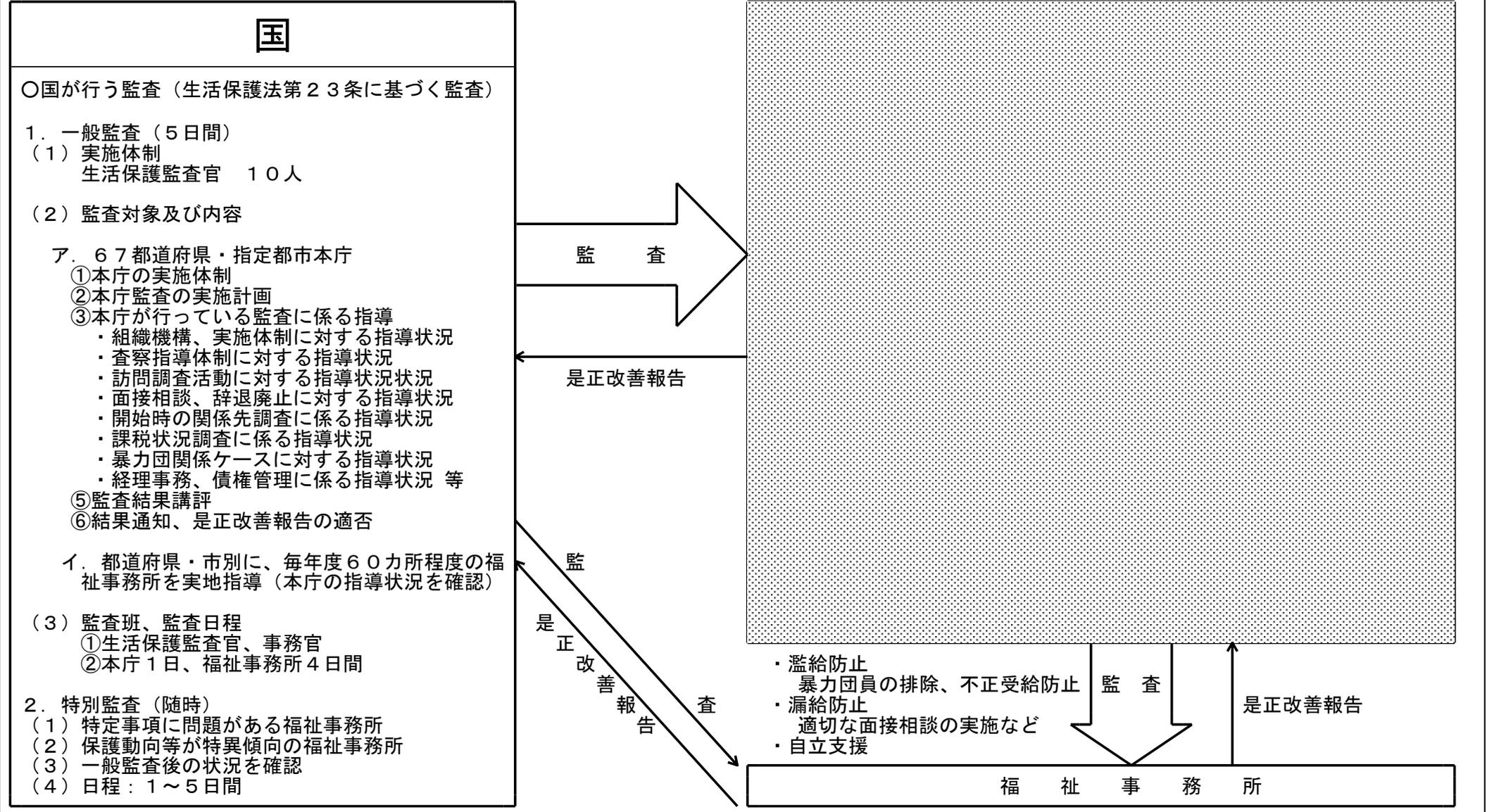
オ 医療係長及び係員

カ 指導係長及び係員

(2) 技術吏員(医療扶助の業務に従事する医師をいう。)

平成25年4月1日現在

◎生活保護法施行事務監査（法第23条）の実施体制



平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	保護費負担金	担当部局庁	社会・援護局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和6年度～	担当課室	保護課	大西証史			
会計区分	一般会計	政策・施策名	VII-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	生活保護法(昭和25年法律第144号) 第75条第1項第1号	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	2,200,633	2,567,603	2,792,408	2,822,391	2,902,544
		補正予算	221,051	125,756	▲22,695		
		繰越し等					
		計	2,421,684	2,693,359	2,769,713	2,822,391	2,902,544
		執行額	2,421,684	2,693,359	2,734,790		
	執行率 (%)	100.0%	100.0%	98.7%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	生活保護費負担金については、生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するための費用であり、被保護人員数などについて目標等を設定することは適切でないため、定量的な成果目標を設けることは困難である。	成果実績	—	—	—	—	—
		達成度	—	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	被保護人員数 <平成25年5月(速報値)> 2,153,816人	活動実績 (当初見込み)	人	1,952,063 (—)	2,067,244 (—)	2,135,743 (—)	— (—)
		算出根拠	・高齢者(60代)単身世帯(1級地-1) 生活扶助 80,140円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 133,840円				
単位当たりコスト	最低生活費の例 133,840円/月(基準)						
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	保護費負担金	2,822,391	2,902,544	被保護人員数等について直近の保護動向を勘案し必要額を計上			
	計	2,822,391	2,902,544				

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	生活保護制度は、最後のセーフティーネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであるため、国民から一定のニーズがあり、国が行うことが適当な事業優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	生活保護制度は、最後のセーフティーネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであり、国が行うことが適当な事業である。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	生活保護の基準については、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差による影響を調整するとともに、一般国民の消費動向を踏まえて生活扶助基準の見直しを行ったところである。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	真に支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護法の目的に基づき支出しており、当該費目の使途は妥当である。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	生活保護開示人員については、完全失業率と相関関係があり近年は毎年増加しているが、前年度比の保護開始人員の伸び率は鈍化している。こうした状況を受け、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方は維持しつつ、就労による自立の促進、医療扶助の適正化や不正受給対策の強化等、給付の適正化への取組を行っているところである。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>○活動実績のとおり、被保護人員数は一貫して増加傾向にあるが、毎年度所要の予算額を確保してきている。</p> <p>○生活保護の基準のあり方については、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえて、年齢・世帯人員・地域差の三要素による影響を調整した。また、平成20年以降の物価下落を勘案して扶助基準の見直しを行った。</p> <p>○生活保護法については、最後のセーフティーネットとして必要な人には確実に保護を実施するという制度の基本的考え方を維持しつつ、制度への信頼の確保、受給者の自立促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うため、改正案を提出するも審議未了により廃案となったところである。については、できるだけ早い機会を捉えて、再提出していく。</p>				
外部有識者の所見					
外部有識者点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	本経費は憲法第25条や生活保護法に基づき、国が困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行うための給付費であり、引き続き必要な予算規模を維持すべき。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
平成24年度補正予算により、22,695百万円の予算の減額を実施した。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	420	平成23年	379	平成24年	327

※平成24年度実績集計中のため、平成23年度実績を記入。

厚生労働省 2,693,359百万円

【生活保護制度に関する基本的な政策の企画、立案及び推進】

↓

【補助】

A 都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村(895)
2,693,359百万円

(内訳) 上位10者

大阪市	220,599百万円
札幌市	91,472百万円
横浜市	88,894百万円
神戸市	60,234百万円
名古屋市	59,049百万円
京都市	56,616百万円
福岡市	56,133百万円
川崎市	42,390百万円
北九州市	33,204百万円
足立区	33,126百万円

【保護の決定及び実施】

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.大阪市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	被保護者に対する扶助の給付	220,599			
計		220,599	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	被保護者に対する扶助の給付	220,599		
2	札幌市	被保護者に対する扶助の給付	91,472		
3	横浜市	被保護者に対する扶助の給付	88,894		
4	神戸市	被保護者に対する扶助の給付	60,234		
5	名古屋市	被保護者に対する扶助の給付	59,049		
6	京都市	被保護者に対する扶助の給付	56,616		
7	福岡市	被保護者に対する扶助の給付	56,133		
8	川崎市	被保護者に対する扶助の給付	42,390		
9	北九州市	被保護者に対する扶助の給付	33,204		
10	足立区	被保護者に対する扶助の給付	33,126		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	中国残留邦人生活支援給付金		担当部局庁	社会・援護局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成20年度		担当課室	援護企画課中国残留邦人等支援室		井上 秀美		
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅶ-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条関係及び法附則第4条関係		関係する計画、通知等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領について(平成20年3月31日付け社援発第0331008号厚生労働省社会・援護局長通知)等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	中国残留邦人等の特別な事情に配慮し、老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老後の生活を安定させるために、公的年金制度による対応に加えて、その年金収入を補う支援給付を支給する制度。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	満額の老齢基礎年金等の支給対象となる中国残留邦人等とその配偶者に対し、世帯の収入が一定の基準に満たない者について、支援給付を支給する。 支援給付は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各種支援給付を実施する。 (国費負担3/4、県又は市負担1/4)							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	8,749	9,190	9,196	9,291	9,270	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	8,749	9,190	9,196	9,291	9,270	
		執行額	8,749	9,190	9,151			
	執行率(%)	100.0%	100.0%	99.5%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	支援給付金の額は、老後の生活を安定させるために必要な額として算定しているものであり、かつ、支援が必要な世帯には支給されているため、被支援人員数などについて目標等を設定することは適切でない		成果実績	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	支援給付の被支援世帯数		活動実績 (当初見込み)	世帯	4,728 (-)	4,709 (-)	- (-)	- (-)
単位当たりコスト	支給額の例 134,520円/月(基準)		算出根拠	・単身世帯(1級地-1) 生活支援給付 80,820円 住宅支援給付(上限) 53,700円 合計 134,520円				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	生活支援給付	3,625	3,604					
	住宅支援給付	996	984					
	介護支援給付	146	143					
	医療支援給付	4,490	4,495					
	出産支援給付	0	0					
	生業支援給付	7	6					
	葬祭支援給付	27	38					
	計	9,291	9,270					

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	中国残留邦人等が安定した生活を送るためには、満額の老齢基礎年金のほかにも各種給付を行う必要があり、優先度の高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項及び第18条で、地方公共団体への法定受託事務と規定されており、国で制度を整備する必要がある。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、公的年金制度による対応を補完するための支援給付を支給することで、永住帰国者の自立の支援につながるため優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	単位当たりコストの水準が妥当であるかどうか、実績報告の提出や事務監査により確認を行っている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	必要以上に支出することがないよう、実績報告の提出や事務監査により確認を行っている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	過去の実績から算出した推計に見合った実績となっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	支援給付制度は、法律に特別の定めがある場合のほかは、生活保護法の規定の例によっているため、関係部局と連携を図っている。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	689	保護費負担金	厚生労働省社会・援護局		
点検結果	平成24年度の執行率はほぼ100パーセントであり、被支援世帯数については若干の変動はあるものの安定した実績があるため、引き続き必要な経費を精査し、適切な支援給付の支給を実施していくこととする。				
外部有識者の所見					
引き続き適正執行に努めること。(長崎、井出)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	421	平成23年	380	平成24年	328

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
9,190百万円

※平成23年度実績

(支援給付金)



【生活保護費等国庫負担金】

A 都道府県・指定都市・中核市(106箇所)
9,190百万円

(支援給付事務)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.東京都		
費目	使途	金額 (百万円)
生活保護費等国庫負担金	中国残留邦人等に対する医療支援給付	1,116
生活保護費等国庫負担金	中国残留邦人等に対する生活支援給付	1,081
生活保護費等国庫負担金	中国残留邦人等に対する住宅支援給付	311
生活保護費等国庫負担金	中国残留邦人等に対する介護支援給付	26
生活保護費等国庫負担金	中国残留邦人等に対する葬祭支援給付	2
生活保護費等国庫負担金	中国残留邦人等に対する生業支援給付	1
生活保護費等国庫負担金	中国残留邦人等に対する出産支援給付	0
計		2,537

E.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

B.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

F.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

C.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

G.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

D.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

H.		
費目	使途	金額 (百万円)
計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	支援給付事務	2,537		
2	横浜市	支援給付事務	509		
3	大阪市	支援給付事務	404		
4	大阪府	支援給付事務	339		
5	名古屋市	支援給付事務	297		
6	埼玉県	支援給付事務	276		
7	堺市	支援給付事務	275		
8	京都市	支援給付事務	247		
9	長野県	支援給付事務	247		
10	札幌市	支援給付事務	223		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	保護施設事務費負担金	担当部局庁	社会・援護局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	昭和6年度～	担当課室	保護課	大西証史				
会計区分	一般会計	施策名	VII-1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	生活保護法(昭和25年法律第144号) 第75条第1項第1号	関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に基づき、救護施設等の保護施設に被保護者を入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を助長すること目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護施設 … 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。 ○ 更生施設 … 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う。 ○ 授産施設 … 身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する。 ○ 宿所提供施設 … 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う。 							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	27,338	27,645	28,246	27,804	28,062	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	27,338	27,645	28,246	27,804	28,062	
		執行額	27,338	27,645	28,246			
	執行率(%)	100.00%	100.00%	100.00%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	保護施設事務費負担金については、被保護者を施設に入所又は通所させることにより最低生活を保障するための経費であり、入所人員数などについて目標値を定めることは適切ではないため、定量的な成果目標等を設定することは困難である。		成果実績	—	—	—	—	—
			達成度	—	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	救護施設入所者数(推計) 平成25年4月時点17,137(人)		活動実績 (当初見込み)	人	17,375 (17,436)	16,824 (17,285)	精査中 (17,132)	— (17,137)
単位当たりコスト	救護施設一般事務費単価 (※入所定員100人施設の場合) 143,600円/入所者一人当たりの月額		算出根拠	25年度4月1日から、社会保険料事業主負担率の変更に伴い単価を見直した。 人件費 134,200円 管理費 9,400円 合計 143,600円				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	保護施設事務費負担金	27,804	28,062	「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する」(平成24年法律第2号)に基づく給与削減の措置期間終了の影響による増				
	計	27,804	28,062					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	生活保護制度は、最後のセーフティーネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであり、優先度が高い事業である。保護施設についても生活保護法に基づき行うものであり、優先度が高い事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	生活保護制度は、最後のセーフティーネットとして、真に支援が必要な人に最低限度の生活を保障するものであり、国が行うことが適当な事業である。保護施設についても生活保護法に基づき行うものであり、国が行うことが適当な事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-			
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	施設事務費の単価については、国家公務員の給与体系に準拠しているため、毎年度の人事院勧告による国家公務員の給与改定を反映させている。今年度は給与特例法の影響により、公立施設では7月1日から単価表の変更がなされている。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	保護施設に入所している要保護者に対する支援を行うという生活保護法の目的に基づき支出しており、当該費目の使途は妥当である。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	保護施設については、入所者に対する着実な支援や、施設の機能を生かし地域社会への支援を行う等、精神障害者等の地域移行に向けた取組を行っている。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検 結果	施設事務費の単価については、毎年度の人事院勧告による国家公務員の給与改定を反映させている。今年度は給与特例法の影響により、7月から公立施設の単価の変更を行ったところである。今後も適切なコストの設定に努めていく。救護施設については、入所者が約1万7千人いるが、地域での生活が可能な方に対しては、施設の機能を生かし地域社会への支援を行う等、精神障害者等の地域移行に向けた取組を行っている。今年度は、居宅生活訓練事業の対象人員の要件を緩和し事業の一層の推進を図ったところである。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状 通り	本経費は生活保護法に基づき、救護施設等の保護施設に被保護者を入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障を図るための必要な経費であり、引き続き必要な予算規模を維持すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状 通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	422	平成23年	381	平成24年	329

※平成24年度実績集計中のため、平成23年度実績を記入。

厚生労働省 27,645百万円

【保護施設に関する基本的な政策の企画、立案及び推進】



【補助】

A 都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村(872)
27,645百万円

(内訳)上位10者

大阪市	2,731百万円
横浜市	807百万円
神戸市	453百万円
長野県	449百万円
浜松市	417百万円
北海道	348百万円
福島県	309百万円
名古屋市	299百万円
札幌市	298百万円
函館市	293百万円

【措置入所の決定、保護施設の運営】



保護施設(236) 27,645百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.大阪市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	保護施設における生活扶助等の現物給付	2,731			
計		2,731	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	保護施設における生活扶助等の現物給付	2,731		
2	横浜市	保護施設における生活扶助等の現物給付	807		
3	神戸市	保護施設における生活扶助等の現物給付	453		
4	長野県	保護施設における生活扶助等の現物給付	449		
5	浜松市	保護施設における生活扶助等の現物給付	417		
6	北海道	保護施設における生活扶助等の現物給付	348		
7	福島県	保護施設における生活扶助等の現物給付	309		
8	名古屋市	保護施設における生活扶助等の現物給付	299		
9	札幌市	保護施設における生活扶助等の現物給付	298		
10	函館市	保護施設における生活扶助等の現物給付	293		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					